

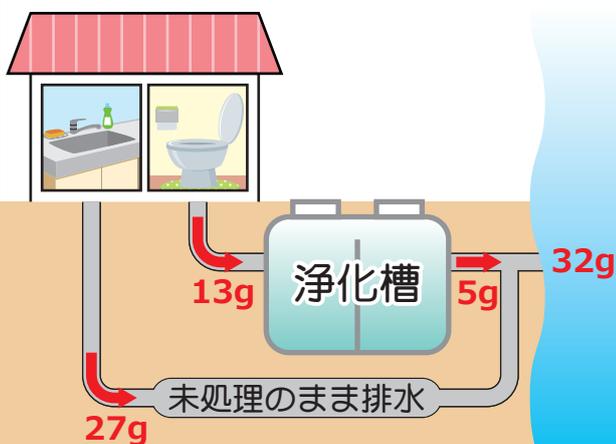
合併処理浄化槽への転換のお願い

生活排水の処理と汚れのゆくえ

一人一日に使う水の量は200Lで、生活排水の汚濁物質（BOD量）は40gとされています。単独処理浄化槽では生活雑排水が処理されず、BODの約80%が未処理のまま排水され、合併処理浄化槽の約8倍の汚れを排出することになります。

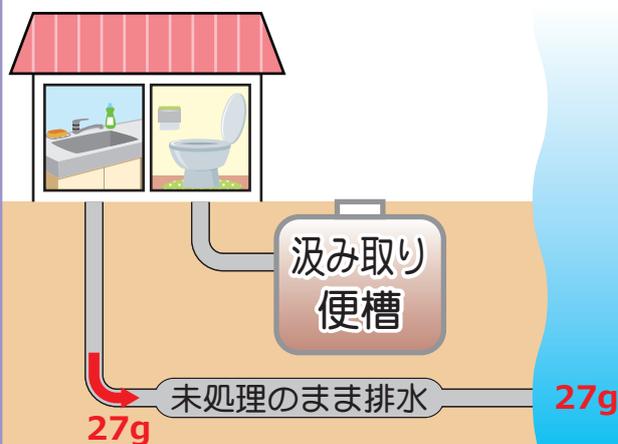
単独処理浄化槽（みなし浄化槽）

トイレの排水のみを処理する浄化槽。台所、洗濯、風呂などの生活雑排水は未処理のまま排水される。



汲み取り便所

トイレの排水を溜めておく便所。台所、洗濯、風呂などの生活雑排水は未処理のまま排水される。



合併処理浄化槽

台所、洗濯、風呂、トイレなどの生活排水を随時処理して、きれいな水にする浄化槽。



転換

転換

※生活排水とは、台所、洗濯、風呂、トイレなどの日常生活からの排水です。

※生活雑排水とは、生活排水のうち、トイレの排水を除いたものです。

※BOD（生物化学的酸素要求量）とは、水質の汚濁を表す代表的な指標です。有機物を多く含んだ汚れた水ほど数値が高くなります。

生活排水による自然環境や生活環境への悪影響

単独処理浄化槽（汲み取り便所含む）は、台所、洗濯、風呂などの生活雑排水を処理できないため、水路や河川などの水質悪化や悪臭の原因となっています。



不快なにおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

出典：環境省発行冊子「浄化槽」を使って、身近な水をきれいにしましょう！

単独処理浄化槽の老朽化

FRP製単独処理浄化槽の耐用年数は30年と言われています。単独処理浄化槽は平成13年度以降製造・設置が原則禁止されているので、設置されてから少なくとも20年以上が経過しています。耐用年数を超過した単独処理浄化槽において破損や亀裂、著しい変形、漏水等が認められた場合は、当該箇所を補修したとしても材質そのものが劣化しているため、他の箇所でも何らかの異常が発生すると考えられることから、補修せずに合併処理浄化槽に交換することが望ましいです。

※FRPとは繊維強化プラスチックの略で、強化繊維（ガラス繊維・カーボン繊維など）と樹脂（不飽和ポリエステル樹脂・ビニルエステル樹脂・エポキシ樹脂など）を組み合わせたものです。

注意 単独処理浄化槽が故障してから合併処理浄化槽に転換しようとした場合、工事が完了して合併処理浄化槽を使用できるまでに1ヶ月以上かかってしまいます。

浄化槽工事について

- ・浄化槽工事は、資格がないと行うことができません。静岡県の浄化槽登録業者（有資格者）に依頼してください。
- ・工事業者を決めるときは、複数見積を取って比較してから決めてください。

浄化槽工事業者を知りたい人へ

問合せ先：静岡県浄化槽協会 富士支部

電話番号：0545-30-8920

**単独処理浄化槽は日々劣化しています。
故障して、使用できなくなってしまう前に
合併処理浄化槽に転換をしましょう。**

富士市浄化槽設置費補助金制度

【補助対象となる浄化槽】

- 1 一般住宅(ただし店舗等を併用する場合は、延床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物)に設置される浄化槽
- 2 し尿と生活雑排水を合わせて処理し、居住部分の処理対象人員が10人以下の浄化槽
- 3 以下のA～Dに示す区域に設置される浄化槽
- 4 その他、富士市浄化槽設置費補助金交付要綱に示す要件を満たす浄化槽

【補助金額】

区 域		人槽	住宅の新築、増築、又は改築に伴う浄化槽の設置で、建築確認等を行うもの	住宅の建築を伴わない浄化槽の設置で、みなし浄化槽又は汲み取り便所から浄化槽に設置換えるもの
浄化槽区域	A 富士川以東の区域及び富士川以西の用途地域外の区域	5	569,000円	735,000円
		7	711,000円	919,000円
		10	942,000円	1,216,000円
	B 上記以外の区域	5	735,000円	735,000円
		7	919,000円	919,000円
		10	1,216,000円	1,216,000円
計画区域 公共下水道	C 公共下水道予定処理区域外	5	332,000円	415,000円
		7	414,000円	517,000円
		10	548,000円	685,000円
	D 公共下水道予定処理区域内※	5	332,000円	332,000円
		7	414,000円	414,000円
		10	548,000円	548,000円

※公共下水道予定処理区域内においては、7年以上公共下水道の整備が見込まれない区域のみが該当します。

- ・補助金の対象は浄化槽本体工事にかかる費用のみが該当し、配管工事、マス、トイレの改造等の費用は対象外です。
- ・補助金額は上限額です。 ・区域、補助金額は各年度で変更することがあります。

【区域区分】

- 右図は各区域を色分けして示したものです。
- 補助対象となるかどうか等の詳細は、生活排水対策課まで必ずお問い合わせ下さい。
- 特にDに示す区域では、公共下水道の整備予定に伴い年度ごとに変更が見込まれますのでご注意ください。

凡 例		
浄化槽区域	A 富士川以東の区域及び富士川以西の用途地域外の区域	□
	B 上記以外の区域	■
公共下水道計画区域	C 公共下水道予定処理区域外	■
	D 公共下水道予定処理区域内※	■



- A B 【浄化槽区域】** 公共下水道の整備予定がなく、浄化槽で生活排水処理を進める区域
- C 【公共下水道予定処理区域外】** 将来的には公共下水道の整備を予定しているが、具体的な時期等は未定であり、整備までは相当の時間を要する区域
- D 【公共下水道予定処理区域内】** 概ね7年以内に公共下水道の整備を進める予定の区域

転換後の維持管理について

浄化槽は微生物の活躍により水をきれいにしています。様々な装置が組み合わされており、機能を正常に保つためには各装置の適正な維持管理が必要です。浄化槽管理者には浄化槽法により、清掃・保守点検・法定検査を行うことが義務付けられています。浄化槽のはたらきで海や河川などの水質汚濁を防止し、私たちの身近な生活環境をよりよくするためにも適正な維持管理をお願いします。

清 掃

必要回数：年1回以上※
清掃記録の保存期間：3年間

清掃には専用の機材や知識が必要です。富士市の許可を受けた浄化槽清掃業者にお問い合わせください。

保守点検

必要回数：4ヶ月に1回以上※
保守点検記録の保存期間：3年間

保守点検には専用の機材や知識が必要です。静岡県の登録を受けた保守点検業者にお問い合わせください。

※合併処理浄化槽で処理対象人員が20人以下の場合

法定検査

設置後検査（7条検査）：使用開始後4～8か月以内に行う。
定期検査（11条検査）：毎年1回

設置後検査では、浄化槽の処理機能が正常かどうかを検査しています。定期検査では、保守点検や清掃が適切に行われているか、浄化槽の性能が発揮されているかを検査しています。検査は静岡県の指定を受けた指定検査機関のみが実施することができます。県指定検査機関に依頼してください。

県指定検査機関：（一財）静岡県生活科学検査センター

☎054-621-5030 / FAX054-621-5450

清掃・保守点検・法定検査を実施しなかった場合

浄化槽の維持管理（清掃・保守点検・法定検査）を実施しない浄化槽管理者には勧告・命令が行われ、この命令に違反した場合は過料（金銭罰）に処せられることがあります。

浄化槽に関する届出について

以下の事由が生じた場合は、浄化槽法により届け出ることが定められています。

届出種類	提出期限	事 由
浄化槽設置届出書	工事着手の11日前	浄化槽を設置しようとするとき。
浄化槽使用開始報告書	使用開始した日から30日以内	浄化槽の使用を開始したとき。
浄化槽使用廃止届出書	使用を廃止した日から30日以内	浄化槽を廃止したとき。
浄化槽管理者変更報告書	浄化槽管理者を変更した日から30日以内	浄化槽管理者を変更したとき。
浄化槽技術管理者変更報告書 (501人槽以上)	技術管理者を変更した日から30日以内	技術管理者を変更したとき。
浄化槽使用休止届出書	随時	概ね1年以上浄化槽の使用を休止しようとするとき提出できる。
浄化槽使用再開届出書	使用を再開した日から30日以内	使用を再開したとき。

発行：富士市浄化槽連絡協議会 【事務局】 富士市生活排水対策課

〒416-8686 富士市本市場441-1 静岡県富士総合庁舎6階

☎0545-67-2850 FAX0545-67-2897 E-mail:seikatuhaisui@div.city.fuji.shizuoka.jp